

各務原市 被災者支援システム構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

各務原市 市長公室 防災対策課

1. 目的

本業務は、本市において災害が発生した際に災害対策基本法第 90 条の 2 において定められた罹災証明書の発行及び、同法第 90 条の 3 に定められた被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下、「被災者台帳」という。）作成機能を備えることにより、迅速かつ公平な被災者の生活再建支援業務体制を確立し、建物の被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者台帳の管理を一連の流れで対応できるシステムを構築することを目的とするものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

各務原市被災者支援システム構築業務委託

(2) 業務内容

「各務原市被災者支援システム構築業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 22 日（月）まで
システム本稼働 令和 7 年 11 月 25 日（火）

(4) 提案上限金額

7, 095, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定または再生計画の認可の決定が確定した者で、本市の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市競争入札参加資格を有していること。
- (4) 本市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 9 月 30 日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 本市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年 7 月 23 日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。または同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147

号)に基づく団体及び構成員でないこと。

- (7) 過去5年間の間において、国やその他地方公共団体での同種業務または類似業務の実績（受託中のものも含む）があること。
- (8) 認証資格として「ISO27001 (ISMS)」もしくは「JISQ27001 (ISMS)」を取得していること。

4. 資格喪失

次のいずれかの事項に該当した場合は提案者の資格を喪失とする。

- (1) 本要領で定める参加資格要件をみたさない場合
- (2) 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (3) 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案書やその他提出された書類に虚偽の内容が記入されている場合
- (5) 審査委員や関係職員及び他の提案関係者と不正な接触があった場合
- (6) 上限額を超える見積金額で提案された場合
- (7) 「16. 契約事項」で行う協議が整わなかった場合
- (8) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
- (9) その他、本実施要領に違反するなど評価審査会が不適格と認めた場合

5. スケジュール

項目	期間または期限
公募開始	令和7年5月12日（月）
質問書の受付期限	令和7年5月26日（月）午後5時
質問書の回答期限	令和7年5月30日（金）
参加表明書受付	令和7年6月3日（火）午後5時
参加資格確認結果及びプレゼンテーションの詳細通知期限	令和7年6月4日（水）
企画提案書・見積書の提出期間	令和7年6月10日（火）午後5時
事業者選定審査会 （デモンストレーション・プレゼンテーション）	令和7年6月23日（月）
審査結果の通知	令和7年6月24日（火）
提案採用者決定通知	令和7年7月上旬（予定）
契約締結	令和7年7月上旬（予定）

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない

6. 公募開始

令和7年5月12日（月）

各務原市公式ウェブサイト（下記 URL）に掲載する。

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/keiyaku/1009970/index.html>

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式4）に質問内容等を記入の上、電子メールにて事務局へ提出すること。また、電子メールで送信後、電話にて到達確認を行うこと。

件名は、「【会社名】各務原市被災者支援システム構築業務委託 公募型プロポーザルの質問について」とすること。なお、電子メール以外の質問は不可とする。

(2) 提出期限

令和7年5月26日（月）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてまとめ、令和7年5月30日（金）に各務原市公式ウェブサイトにおいて公表する。

ただし、質問の内容によって本プロポーザルに公平性を保てないと判断された場合は回答を行わないことがある。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として、実施要領と同様に扱うものとする。また、回答は必要に応じて複数回に分けて行う場合がある。

8. 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年6月3日（火）午後5時まで

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

事前に事務局へ電話連絡を行い持参するか又は書留郵便（期限必着）によること。

(4) 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（様式1） 1部

イ 業務実績調書（様式2） 1部

ウ 「ISO27001（ISMS）」もしくは「JISQ27001（ISMS）」の取得証明書の写し1部

9. 参加資格の通知

提出書類等を基に、「3. 参加資格要件」に該当するかを事務局が確認し、その結果を令和7年6月4日（水）午後5時までに、参加表明者（プロポーザル参加表明書に記載の担当者あて）へ電子メールにより通知する。また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

10. 参加の辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式3）を提出すること。なお、辞退したものは、これを理由として、不利益な扱いは受けないものとする。

11. 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限

令和7年6月10日（火）午後5時まで

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

事前に事務局へ電話連絡を行い持参するか又は書留郵便（期限必着）によること。

(4) 提出書類

ア 会社概要（任意様式） 11部

イ 企画提案書（任意様式）正本1部、副本10部

ウ 提案価格書（様式6） 正本1部、副本10部

エ 見積書①（任意様式） 11部

オ 見積書②（任意様式） 11部

※ア～オのデータを記録した電子媒体（PDF化したファイルをCDもしくはDVDに保存したもの）も1部提出すること。

(5) 企画提案書について

ア 提案内容は「各務原市被災者支援システム構築業務委託評価基準書（以下「評価基準書」という）」および「仕様書」に基づき作成すること。（任意様式）
また、正本の表紙には企画提案書表紙（様式5）を使用し、代表者印を押印した上で提案内容と合わせて、簡易製本したものを提出すること。

イ 副本は正本の写しとし、加除可能なバインダー等により綴じること。

なお、正本がカラー印刷を含む場合には、副本もカラー印刷すること。

ウ 用紙のサイズはA4とし、縦置き（左綴じ）両面印刷で製本すること。

ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向を変更したり、記述方向を縦としたりすることは差支えない。

エ 頁数は40頁までとし、頁の下部中央に頁番号を記載すること。

図表等のA3サイズについては2頁でカウントする。

なお、表紙（様式5）及び目次は枚数に含めない。

オ 文字サイズは11ポイント以上とし、書体など視認性を配慮すること。

カ 上限価格の範囲内で、仕様書の記載事項以外の内容（システムなど）を提案することは可能とする。

(6) 提案価格書について

ア 提案価格書の作成については、「仕様書」に基づくこと。

イ 本業務にかかる費用総額を提案価格書（様式6）に記載し、正本には代表者印を押印した上で提出すること。加えて、その内訳が分かる明細書を添付すること（任意様式）。

ウ 副本は正本の写しとし、提出すること。

(7) 見積書①について

令和7年度（本システム運用開始日から令和8年3月31日までの期間）および令和8年度以降の5年間のシステム保守・運用業務にかかるすべての経費について見積書を提出すること。なお、金額については、年度ごとに算出し、提出様式は任意様式とする。

(8) 見積書②について

想定災害時の必要経費について、以下の条件で試算すること。（任意様式）

項目	想定
災害種別	地震
住家被害認定調査件数	5000棟
調査期間	3か月（90日）
住家被害認定調査班数	10班（10アカウント・ID）
罹災証明書発行業務者	10名（10アカウント・ID）

12. 審査方法

企画提案の審査、評価及び契約候補者の特定を行うため、評価審査会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びデモンストレーションについて評価基準を基に審査を行う。

13. 評価及び選定について

(1) 企画提案書の評価は別紙「評価基準書」の評価項目により実施する。

(2) 評価審査会において、別紙「評価基準書」に基づいて採点を行い、評価点の合計が最も高い者を提案採用者として選定する。次に高かったものを次点交渉権者として決定する。ただし、総合の評価点が満点の5割に満たない場合は、選定の対象外とする。

(3) 評価合計点が最も高く、かつ、同点となった場合には、別添「評価基準書」の企画提案書の点数の高いものを候補とし、次に低い者を次点交渉権者とする。

(4) 提案事業者が1事業者のみとなった場合でも審査を行う。なお、評価点の5割を最低基準点とし、採点結果が最低基準点を満たす場合は当該事業者を提案採用者として選定する。

14. プレゼンテーション及びデモンストレーション審査

(1) 審査日

令和7年6月23日（月）

(2) プレゼンテーションの概要

ア 出席者は4名以内とする。

イ 参加者による企画提案書概要説明及びプレゼンテーション・デモンストレーション 45分（時間配分は自由）

ウ 評価委員から参加者へのヒアリング（質疑応答）15分程度

エ プレゼンテーションは各提案者が用意したパソコン（パワーポイント等のソフト入り）を用いて説明すること。

オ プレゼンテーション審査に必要な場合は、本市が用意するモニター（55インチ）、HDMIケーブルを使用することができる。

15. 審査結果の通知について

審査結果については、提案者全てに対し、令和7年6月24日（火）午後5時までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。

16. 契約事項

(1) 提案した企画提案書により採用されたことをもって、提案した全ての内容（範囲）の契約を保証するものではない。仕様内容（提案内容）等については、別途、本市と提案採用候補者となった事業者で仕様並びに価格等を協議の上、仕様書を確定する。ただし、費用については上限価格を超えることはない。

(2) 契約については、確定した仕様書を基に、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

(3) 「4. 資格喪失」のいずれかの事項に該当し、提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点提案候補者との協議を行うことがある。

(4) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

17. その他

(1) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本プロポーザル参加に要する全ての経費は提案事業者の負担とする。

(2) 提出書類等の取扱い

ア 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は原則として返却する。

イ 提出期限の経過後は、参加表明書兼誓約書、企画提案書等の提出、再提出及び差し替えを認めない。

- ウ 本市より提案内容その他について照会することがある場合には、速やかに回答すること。
- エ 提案事業者は複数の提案を行うことはできない。
- オ 審査結果に関する異議は一切受け付けない。
- カ 提案事業者は、本提案において知り得た情報（周知の情報を除く）を本提案の目的以外に使用し、または第三者に開示、漏洩してはならない。
- キ 本市は、提出された書類を評価に必要な範囲において複製できるものとし、本プロポーザル以外の目的には、提案事業者に無断で使用しないものとする。
- ク 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。

(3) その他

本実施要領に記載のない事項についてはプロポーザル実施要綱の規定によるものとする。

18. 事務局（提出・問い合わせ先）

各務原市 市長公室 防災対策課（担当者 宇佐見・加子坂）

〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69

電話番号：058-383-1190（直通） FAX 番号：058-380-1158

E-Mail：bousai@city.kakamigahara.gifu.jp

※電子メールを送付する際は、送信した旨の電話連絡を行うこと。

以上